

# 海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内駅周辺地区及び海老名サービスエリア周辺地区（以下「市内駅周辺地区等」という。）のまちづくりの推進に資するため、市民団体等による市内駅周辺地区等のまちづくりの活動等に対し、海老名市新まちづくり基金を活用して、予算の範囲内で駅周辺等まちづくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するため、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## (助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する民間活動を行う団体（以下「民間活動団体」という。）とする。

- (1) 半数以上が市内に住所を有する者で構成されている団体であること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としない団体であること。
- (3) 登記を要する施設等を整備する場合は、登記主体となることが可能な団体であること。
- (4) 市内に活動拠点を有する団体であること。

## (助成対象事業)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、民間活動団体が行う市内駅周辺地区等のまちづくりに寄与することを目的とした施設等の新設、改修等の事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 街並み景観に配慮した建物外観の改修、植栽等の緑化活動その他のまちの景観形成に資すると認められる事業
- (2) まちづくり活動拠点施設の整備、シンボル施設の整備その他まちの魅力の向上に資すると認められる事業
- (3) 地域特産品の販売施設の整備、観光振興のための案内板の設置その他まちのにぎわいの創出又は観光の振興に資すると認められる事業
- (4) 街路灯の設置、バリアフリー化のためのスロープの整備その他安全安心なまちづくりに資すると認められる事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、魅力あるまちづくり及びまちの活性化のために必要と認められる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象事業としない。

- (1) 国、県その他の団体の補助又は市の他の補助を受けて行う事業
- (2) 市が行っている事業、市の方針・計画で定められている事業
- (3) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属すると認められる事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の公益性、継続性及び発展性、地域性並びに必要性に照らし、まちづくり及びまちの活性化に寄与することが認められない事業
- (5) 効果が長期に持続することが期待できないと判断される事業
- (6) 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）が200万円未満の事業

## (助成対象経費及び助成金の額)

第4条 助成対象経費は、助成対象事業に要する費用のうち市長が認定する経費の額とす

る。ただし、次に掲げる経費は、助成対象経費としない。

(1) 民間活動団体の所有する施設、事務所等の維持管理等に要する経費

(2) 民間活動団体の構成員に対する人件費及び食糧費

2 助成金の額は、200万円以上とし、市長が認定する助成対象経費の額に10分の10を乗じて得た額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円を限度とする。）以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

#### (事業の認定申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする民間活動団体（以下「申請者」という。）は、第3条第1項に定める事業ごとに海老名市駅周辺等まちづくり事業認定申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に申請し、事業の認定を受けなければならない。

2 申請者は、前項の申請の前に、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金事前相談書（様式第1-2号）により、市長に相談しなければならない。

#### (事業の認定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを海老名市駅周辺等まちづくり事業審査会（以下「審査会」という。）に付議し、審査会の審査を経て事業の認定の是非を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金審査結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

#### (審査会の組織等)

第7条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、経済環境部長及びまちづくり部長のほか、学識経験を有する者から市長が任命する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (審査会の運営等)

第8条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

5 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

6 会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

#### (事業の審査基準)

第9条 審査会は、第3条に定めるもののほか、次に掲げる基準に基づき事業認定の是非について審査するものとする。

(1) 公益性及び公共性の高い事業であること。

(2) 事業内容及び事業費が妥当であること。

(3) 実現性があり、具体的な効果が期待できる事業であること。

(4) 波及効果及び新たな展開が見込める事業であること。

(5) 繼続性があり、原則として自主的な維持管理が可能であること。

(6) 風土、歴史、文化などの地域性を考慮して行われる事業であること。

(7) その他市長が必要と認める事項

(会議の庶務)

第10条 審査会の庶務は、まちづくり部住宅まちづくり課において処理する。

(助成金の交付申請)

第11条 第6条の規定により事業の認定を受けた民間活動団体は、助成金の交付を受けようとするときは、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、その旨を海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に際し、助成金交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(助成金の概算払)

第13条 市長は、助成金の目的を達成するために必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条の規定に基づき、助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）の請求により、助成金の額の10分の4を限度として概算払により交付することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による助成金の概算払の交付を受けようとするときは、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第14条 助成事業者は、助成金の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ海老名市駅周辺等まちづくり事業変更承認申請書（様式第6号）により市長に申請し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、変更を承認し、その旨を海老名市駅周辺等まちづくり事業変更承認通知書（様式第7号）により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、海老名市駅周辺等まちづくり事業実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金確定通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

- 第17条 助成事業者は、前条の通知を受けたときは、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付請求書(様式第10号)により、速やかに助成金の交付を請求するものとする。
- 2 第13条の規定により助成金の概算払を受けた助成事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、海老名市駅周辺等まちづくり事業補助金概算払精算書(様式第11号)により、速やかに助成金の精算をしなければならない。

(助成金交付決定の取消し)

- 第18条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか助成金を交付することが不適当と認められる事実があったとき。
- 2 前項に規定する助成金交付決定の取消しの通知は、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金交付決定取消通知書(様式第12号)によるものとする。

(消費税等仕入控除税額確定に伴う助成金の返還義務)

- 第19条 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

- 第20条 市長は、次の各号に掲げる事項に該当するときは、納期限を定めて、助成金の返還を命じなければならない。
- (1) 第18条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているとき。
- (2) 前条の規定に基づく報告があったとき。
- 2 前項の規定により助成金の返還を命じる場合は、海老名市駅周辺等まちづくり事業助成金返還命令書(様式第14号)によるものとする。

(財産処分制限の緩和期間)

- 第21条 規則第17条第2号の市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の規定を準用する。
- 2 前項の財産処分制限期間が明らかにならない場合には、事業完了後5年とする。

(書類の整備等)

- 第22条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整理保管しておかなければならぬ。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(報告及び調査)

- 第23条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者から必要な報告をさせ、又は関係職員をして帳簿書類その他関係物件の実態を調査させ、若しくは質問させることが

できる。

2 助成事業者は、助成事業完了後であっても、助成事業により整備した施設若しくは設備の機能に影響を及ぼす汚損及び破損が生じた場合、又は変更を行う場合には、市長に報告しなければならない。

(事業の成果の公開)

第24条 助成事業者は、助成金で実施した事業の成果について、自らのホームページ、広報物等に掲載すること等により、広く市民に公開しなければならない。

(補則)

第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。